

施工条件明示事項

(特記仕様書)

工事名 令和6年度 公共下水道 笹賀分区 管渠改築工事

工事場所 松本市 笹賀(二美町)

工事の実施にあたっては、「長野県土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」)・「長野県土木工事施工管理基準」(以下「施工管理基準」)・「土木工事現場必携」及びその他指定された図書の記載事項、かつ以下の事項について施工条件とする。

- (1) 松本市下水道工事共通仕様書 (松本市上下水道局)
- (2) 下水道工事施工の手引き (財長野県下水道公社)
- (3) 下水道用設計積算要領 管路施設編 日本下水道協会

図面に記載のない事柄のうち、工事目的物の性能、品質に係るものは監督員と協議のうえ、了解を得て施工するものとする。
個別工種の施工条件について、別紙のとおりさだめる。

1 工事内容

本工事は、老朽化した下水道管路施設を更新するために、下水道本管を布設替え及び、過年度施工箇所の舗装本復旧をおこなうものです。

(1) 工事概要

工事概要は設計書表紙・内訳書のとおり。

(2) コスト縮減

常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努めること。

(3) 歩掛条件

~~-(全・一部) 工種について下記条件により積算を行っている。-~~

本工事は、長野県建設部 積算基準及び標準歩掛を用いている。

~~〇〇工、〇〇工及び〇〇工については、〇〇協会歩掛を使用している。-~~

~~〇〇工は、△△のため標準歩掛の1/2を計上している。-~~

2 工期関係

工期： {準備期間(30)+不稼働期間(30)+施工期間(実働日数×雨休率0.7)+後片付け期間(30日)}により設定している。

※雨休率は、休日(4週8休、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇)及び降雨、降雪等による作業不能日により設定している。

※不稼働日には、関連及び近接工事等の協議に要する期間を想定している。

時期： 着手日(届)については監督員と協議の上、決定すること。

なお、工事着手日(届)までの期間は、現場代理人及び主任技術者の専任を要しない期間とする。

3 工事工程関係

(1) 現場の制約・条件

施工期間及び施工方法等について下記の制約・条件があるため、事前に工程の調整を行うこと。

制約事項	位置等	制約条件・内容
昼間施工		概ね、8:00~17:00施工とする
夜間施工		概ね、21:00~6:00施工とする

上記についての変更の必要がある場合は、監督員と協議すること

(保安林解除申請・埋蔵文化財事前調査・自然公園法施行承認申請・工事自粛期間・JR近接工事等)

(2) 地元・関係機関との協議

着工に当たって、下記の協議を関係機関及び地元住民と行うこと。

関係機関等	協議事項	内容	時期
関係町会及び近隣	工事説明		着手時
			着手時

(3) 近接・競合工事

本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、受注者間相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。

発注者	工事名	備考
市上下水道局	(仮称) 笹賀分区管渠改築工事に伴う上水道施設移設工事	

(4) 近接公共施設及び民間施設との工程調整必要

(5) 安全協議会

(6) 部分供用

下記箇所（区間）については部分供用を予定しているので、これに合わせ工程を調整すること。

部分供用場所	時期	条件

(7) その他

各施工者及び沿線等事業者との工程の調整を行うこと。
工期を厳守するように、速やかに関係者等との調整及び施工計画を行い、工期内で工事完了検査を実施できるようにすること。

4 施工計画

工期を厳守するように、速やかに関係者等との調整及び施工計画を立て、工期内で工事完了検査を実施できるようにすること。

(1) 施工計画書

共通仕様書1-1-1-6（施工計画書）に基づき、設計図書、及び現場条件等を考慮し、現場での工事等の着手前に「施工計画書」を作成し提出すること。

施工計画書の作成にあたっては、「土木工事現場必携」を参考とすること。

工事内容に重要な変更が生じた場合（変更内容指示時点または変更契約時点）は、「変更施工計画書」（当初施工計画書を修正）を当該工事着手前に作成し、提出すること。

現場環境改善費は「施工計画書」に記載し、監督員の承認を受けること。なお、竣工書類に監督員の立会確認及び写真を提出すること。

なお、設計未計上の場合に、監督員と協議の上、対象工事とすることは可能です。
ただし、受注金額にて、1000万円（税抜き）以上の工事が対象。

(2) 施工体制に関する事項

受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行うこと。

【施工体制に係る工事書類等】

受注者は、下請金額に関らず全ての工事について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、写しを監督職員に提出すること。

「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。

産業廃棄物の処理、警備員等の委託業種についても、「施工体制台帳」及び「施工体系図」に記載すること。

下請負契約書、再下請け契約書の「写」（下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）

(3) 関係機関への届出等

- ~~労働基準監督署への「建設工事計画届」、「機械等設置変更届」~~
- 公安委員会への「道路使用許可申請」
- 道路管理者への「道路通行制限願」
- 管轄消防署への「道路工事届出書」
- 一般・事業ごみ収集に関わる管理者への「工事届出書」
- ~~河川内作業における漁協との工事打合せ簿等の「写」~~

(4) その他

設計書及び設計図面に記載されている工法は、積算に用いた工法であり、特定の施工方法を指定するものではない。施工工法については、監督員の承認を得ること。

80%出来形(予想)図を竣工日より30日前または、監督員の指定する期日までに提出すること。工期内での竣工検査を受検出来るように、努めること。

5 用地・補償・支障物関係

(1) 着手前に必ず施工範囲内に設置される鉋・杭等を確認及び控え、工事後に復元すること。

また、境界杭については土地所有者立会の上、確認すること。

(2) 測量用基準点が工事で支障となる場合は、支障にならない箇所に新たに基準点を設け、位置とデータを施工計画書に添付し提出すること。

(3) 工事支障物(地下埋設物・地上物件等)

本工事区間に以下が埋設されていることが確認できる。工事着手前に各管理者に照会及び立会すると共に試掘等の調査を実施し処置方法について協議すること。

支障物件	管理者	処置方法(見込)
上水道管	市上水道課	試掘結果に基づき協議とする。
ガス管	松本ガス(株)	//
電力・通信	各管理者	//

(4) 上記以外の埋設物及び架空線等についても確認等を怠らないこと。

(5) 工食用借地

本工事に必要な借地及びこれに伴う諸手続は、受注者側で対応すること。

特に、「農地の一時転用」については、事前に県地域振興局農政課・市農業委員会等と調整をすること。

借地等は原形復旧を原則とし、所有者及び管理者等と立会のうえ、借地期間内に返還まで完了すること。

借地等の復旧箇所は、着手前の状況を写真や測量成果等で記録すると共に、境界杭や構造物の移転は引照点等を設けるなど適切な管理を行い、地権者等の立会で了解を得たうえで着工すること。

工事完了時には原則として境界を復元し土地所有者の確認を得ること。

(6) その他

調査(汚水桝確認等)で、民有地等の敷地に立入る時は、関係者の了解を得て立入ること。

施工前に、近接する構造物の状況調査をおこない、記録し、施工完了後に対比により確認すること。

工事影響を確認した場合は、管理(所有)者に報告と共に復旧すること。

6 周辺環境保全関係

(1) 大気への配慮

建設機械・設備等は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。(別紙-1)

(2) 周辺環境への配慮

周辺の環境を十分に考慮し、振動・騒音、地盤沈下等の公害対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合には速やかに対処すること。また、問題が生ずるおそれがある場合には速やかに監督員に報告し、対応について協議すること。

(3) 公道への配慮

現場から発生土等を搬出する際には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。また、一般道が当工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。

(4) 過積載の防止

長野県が定める過積載防止対策に沿って必ず対策を行うこと。

取引業者から購入する各種材料(生ヅ・As・骨材等)や下請業者についても、過積載防止対策の範囲とする。

対策について、「施工計画書」の施工方法に具体的に記載すること。

実施した過積載防止対策については、点検記録・写真等を整理・保管し、監督員等に求められた場合は、提示すること。また、竣工検査時には必ず提示すること。

(5) 排水・湧水への対応

施工に伴い、支障となる湧水の強制排水おこなう場合、周辺の井戸等の湧水利用者へ影響及び状況を把握しつつ施工を進めること。

現場周辺の井戸は、位置を確認し監督員と協議のうえ、必要に応じ水質の監視を行うこと。

施工に伴う排水については、関係法令を遵守し、自然環境等へ悪影響を及ぼす事のないよう沈殿処理・PH管理等、適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。

(6) 第三者災害への対応

近接する掘削影響範囲内の建物等について、事前事後調査をおこない、施工による影響の有無を確認し報告すること。

無	振動調査		共通仕様書及び特記仕様書
無	地盤沈下調査		共通仕様書及び特記仕様書
無	電波障害		共通仕様書及び特記仕様書
無	地盤沈下調査		共通仕様書及び特記仕様書

7 安全対策関係

(1) 安全教育・研修・訓練

工事現場では、共通仕様書1-1-1-37に基づき労働災害及び公衆災害防止に努めると共に、全作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行うこと。

安全教育等は工事期間中月1回(半日)以上を実施し、この結果を工事日誌へ記録するほか、工事写真等に整理・保管し、監督員等に求められた場合は、提示すること。また、竣工検査時には必ず提示すること。

(2) 安全施設

施工箇所はパネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。

(3) 交通管理

現地状況等を勘察して、受注者が交通処理(管理)計画を立案し、監督職員と協議すること。

① 交通誘導警備員

本工事における交通誘導警備員の数量及び現場条件は、閲覧設計書に記載のとおりである。

種類	条件	配置員数(人)	備考
交通誘導警備員A			
交通誘導警備員B	昼間	333 人	
	夜間	15 人	
	時間外	人	

近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に著しい変更が生じた場合及び、当初設計で予定している施工方法に対して違う方法となった場合を除き、生じた増員は原則として設計変更の対象としない。

受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

(国)19・143・147・254号においては、長野県公安委員会告示第8号(平成18年12月4日)により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置して実施すること。

② 交通安全施設

車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール・視線誘導板・回転燈等を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

歩道を塞ぐときは、歩行者通路を設置すること。必要に応じて、交通誘導員を配置すること。

降雪時安全対策のため、除雪及び塩カル散布を行うこと。

③ 交通規制

円滑な交通を確保できるよう努めること。

規制箇所は袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。

また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法とすること。

(4) 架空線等上空施設一般

工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認すること。

建設機械等のブーム等により接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。実施内容については施工計画書に記載すること。

① 架空線等上空施設への防護カバーの設置。

「掘削法面の伸縮計設置要領」により必要な対策を講ずること。

現場内には、雨量計を設置のこと(簡易なものでも可)。

掘削法面上部は定期的に点検し、クラックの発生等、地山の状態を常に把握しておくと共に、いつ崩壊があっても退避できる体制を取っておくこと。特に掘削高さ10m以上の法面下の工事、地すべり崩壊地滑落崖下等の工事では十分注意すること。

(5) 換気設備

既設管渠等内での作業を含め、有害ガス・酸素欠乏等の対策として、必要な換気設備等の設置及び作業主任者の配置を講じること。

(6) その他

※上記雨量は標準的な基準値であり、各現場毎条件を勘案し、必要な場合は別途基準雨量を設定して対応すること。

連続雨量とは降雨中断が24時間以内の総雨量をいう。

雨量が各警戒避難雨量に該当したら、工事を中断し避難をすること。

降雨等により、地すべりや土石流の発生が予想され避難するときは、下流住民にもその旨を周知徹底すること。

下水道管路管理マニュアル（下水道管路管理業協会発行）等を参考に感染症の予防対策を講じること。（施工計画書に対策を明記する）

8 仮設工関係

(1) 工事用道路

公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理及び安全管理を十分に行い、事故や苦情の原因とならないようにすること。また、使用中に道路及び付属施設を破損した時は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。

(2) 仮設工設置期間

仮設工は撤去を原則とするが、仮設土留工・仮橋・足場等のうち、次表（設計書）に明示した部分は撤去しなくても良いこととする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められることが判明した場合は、撤去方法について協議をすること。受注者に起因する工期延長等に伴う仮設材の費用は、原則として設計変更しない。

仮設工	内容	期間	条件等
汚水切回し	使用中の汚水切回し	施工期間	

本工事の足場については、原則として平成21年3月2日付け厚生労働省令第23号にて厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」による、手すり先行工法を採用するものとする。

(3) 任意仮設

次の設備については、任意仮設とする。受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い、監督員の承認を得て施工するものとする。なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには、変更の対象とする。

仮設物・仮設備名	設計条件	制約条件	留意事項
土留め工	簡易建て込み土留め		
汚水切回し工			
水替工			状況により、変更対象とする

(4) 指定仮設

仮設物・仮設備名	内容・条件	特記事項

(5) 附帯工

附帯工の範囲は管理者との立会・協議により決定する。

(6) 器具の貸与

貸与可能器具	規格	用途	特記事項

上記の貸与を希望する場合は、事前に使用方法及び期間を監督員と協議の上、「貸与申請書（様式第8号）」を提出すること。

返却に際して、貸与前の機能を保持しているかの監督員確認の上、返却すること。機能を損していると判断した場合は、修繕おこない、返却すること。

9 使用材料関係

(1) 材料の承認

工事で使用する材料は、長野県土木工事共通仕様書材料編第2節「4.見本・品質証明資料」及び「6.監督員等の確認」により「材料承認願」で確認を受けなければならない。

(2) 生コンクリート

使用材料の品質管理のため、配合計画書の内容を確認し、使用するまでに監督員等に提出し、確認を受けること。

水セメント比について明記のない場合は、下記のとおりとする。

＜鉄筋コンクリート＞ W/C=55%以下

＜無筋コンクリート＞ W/C=60%以下

再生加熱アスファルト混合物は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、リサイクル材配合率は、50%以下とし、含有率(%、重量比)を記載した、「再生加熱アスファルト混合物 材料承認申請提出表」を提出すること。

(3) クラッシャーラン

材料について特記のない場合は、「再生砕石等の利用基準」によるものとし、使用前に使用材料の確認を受けなければならない。

再路盤材に使用する再生砕石(RC-40)は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、所要の品質を得るため必要に応じて加える補足材は、必要最小限度とし、含有率(%、重量比)を記載した「再生砕石等 材料承認申請 提出表」を使用前に提出し、確認を受けること。

10 発生土・廃棄物・再生資源関係

共通仕様書1-1-1-23 第3 項に規定される、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること

(1) 建設副産物の処理に関する事項

本工事は建設リサイクル法対象工事であり、契約締結前に法第12条第1項の規定に基づいて、発注者に対し説明書の提出をもって事前説明を行うこと(様式は土木工事現場必携参照)

本工事において生じる建設発生土及び産業廃棄物等の処分は、下記の条件を想定して処分費・運搬費を計上している。

建設副産物処理費は、施設毎の処理費と運搬費の合計が最も経済的な処理施設を選定している。また、受注者においても、建設リサイクル法第5 条の主旨に準じ建設副産物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めること。

建設資材廃棄物は、建設リサイクル法9条に則りその種類ごとに分別すること。

—また、発生物のうち—は、他工区に使用するため現場内で引渡すので関係者や外部進入者等に危険とならないように保管すること。

工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、受注者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有し、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、「(5) 建設副産物の運搬・処理」によるが、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認及び、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われることを確認する措置等について、施工計画に定めること。

(2) 建設発生土に関する事項

本工事にて発生土(残土)の扱いについては、下表のとおりとする。

処分方法	運搬先	運搬距離	体積 (地山換算)	運搬費	処分費	特記事項
指定処分	設計書明示のとおり		345 m ³	345,420円	667,798円	
			m ³			
			m ³			
		km	m ³			

運搬先は、積算の条件であり、指定するものでない。運搬・処分量は、地山土量を設計値とす
処分地を変更する場合は、発注者と協議を行うこと。なお、受注者の都合により処分先(有料)を変更した場合は、原則として設計変更しない。ただし、監督員が運搬先を変更を認めた場合はこの限りでない。

また、受注者より残土の譲渡の協議があった場合、処分(受入れ)費は無償とし、自由処分に変更する。この場合、運搬費は処分(受入れ)費を含めた設計額を上限額とする。

想定より劣悪な発生土が確認され、工事間流用ができない、また、指定の処分先では受入れ不可のときは、監督員と協議すること。

発生土の検収について

- ① 長野県土木工事共通仕様書共通編第3章土工(河川土工・砂防土工、道路土工)に準じて実施するものとする。

- ② 残土置場で整形するなどし、地形実測による検収を基本とする。
- ③ 他工事の残土と混在してしまうなど実測困難なときは、ダンプの台数管理とする。
- ④ 原則、検収で確認された土量を以て、設計土量を変更しない。ただし、設計量を満たない場合又は、差違が大きい場合は、協議を対象とする。

(3) 特定建設資材に関する事項（建設リサイクル法）

受注者は発注者から「通知書」の「写」を受け取ること。

受注者は下請負がある場合、下請負業者に対し、「通知書」の「写」を添付して「告知書」にて告知すること。

種別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等			
アスファルトコンクリート塊		再活用	処分先	上條丸田組	運搬距離	3.2 km以下
			数量	360	t	
			直接工事費	処分費	432,000 円	運搬費
セメント コンクリート塊	無筋	再活用	処分先		運搬距離	km以下
			数量		t	
			直接工事費	処分費	円	運搬費
	鉄筋・ 二次製品		処分先	上條丸田組	運搬距離	5.7 km以下
			数量	67.3	t	
			直接工事費	処分費	196,950 円	運搬費
塩ビ・プラスチック		再活用	処分先		運搬距離	km以下
			数量		t	
			直接工事費	処分費	円	運搬費

※処分先は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※排出する対象物が設計寸法と異なる場合は、発注者と協議すること。その際、寸法等を確認できる資料を提出すること。

上記条件明示より下回る場合は、変更の対象とする場合がありえる。

現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については変更の対象とする。

(4) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針 H22環境省）

産業廃棄物の処理に関する設計条件は下表のとおりである。

種別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等			
木くず (抜根・伐採材)	再活用	処分先		運搬距離	Km
		数量		t	
		直接工事費	処分費	円	運搬費
建設汚泥		処分先		運搬距離	Km
		数量		m ³	
		直接工事費	処分費	円	運搬費

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※積算に用いる木くず処理量の体積－重量換算は、県実施設計単価表に記載される換算係数を用いる。なお、体積(m³)での確認となる場合は、体積を確認できるよう1台毎写真管理すること。

種別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等			
その他（金属くず他）		処分先		運搬距離	Km
		数量		t	
		直接工事費	処分費	円	運搬費

(5) 建設副産物の処理

建設副産物を産業廃棄物として運搬・処分業者に委託する場合は、廃棄物処理法に基づく委託基準に従い、書面による委託契約を締結すること。

廃棄物の運搬・処分を業とする「許可証」を確認し、その「写」を委託契約書に添付すること。

下請負業者が産業廃棄物の運搬・処分を行う場合でも、下請負契約とは別に委託契約を締結すること

「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」により適切に運搬・処分されているか確認を行うこと。土木工事現場必携を参照し、廃棄物種類ごとの集計表をしゅん工書類に添付すること。

受注者は施工計画書に以下の事項を記載する。

処理方法※	1 再資源化 2 破砕処理 3 焼却処理 4 埋立処分場 5 その他			
処分先 (処理業者)	業者名			
	住所			
運搬委託先 (委託の場合)	業者名			
	住所			
その他	資源化の 方法など			

(施工計画提出時に必要な書類等)

処理先の許可書の写し及び収集運搬業者の許可書の写し（収集運搬を委託する場合）

受注者と処理又は運搬業者との契約書の写し（施工体制台帳に添付する）

処理業者の所在地及び計画運搬ルート

下請けがある場合は、告知書の写し

(6) 再生資源の利用促進

工事目的物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。また再資源化施設の活用を図ることにより、再生資源の利用を促進すること。

再生資源の利用促進への取り組み方針、再生資材により設計されている工事材料の選定、施工等、及び、工事に使用する再生資材の選定、施工等について施工計画に定めること。

(7) 再生資源利用等実施書の提出

施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」を作成し提出すること。

竣工時に、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を作成し提出すること。

作成は指定されたシステムにより行い、実施書は電子データ納品すること。

対象は量の多少にかかわらず、建設副産物が発生する工事の全てとすること。

(8) 処分量の確認

建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない。

1 1 薬液注入関係

(1) 薬液注入工

「薬液注入工法による建設工事の施工に関する通達及び暫定指針」に基づき、おこなうこと。

調査地点・地下水位・地質等に著しい変動がある場合を除き、原則として設計変更しない。

〔観測井の本数〕

	ホ-リツガ長 (m)			
	H= m	H= m	H= m	H= m
設置本数	本	本	本	本
撤去本数	本	本	本	本

〔水質調査〕

水質調査	試験項目	分析回数	備考
		Ph	回
	過マンガン酸加消費量	回	

(9) 工事の留意事項及び施工計画書への記載

特に下記について、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう入念な施工管理を行うこと。

薬液注入プラントからの流出防止対策

プラント洗浄液の流出防止及び中和対策

路面からの流出防止対策

以上の対策の具体的内容については、施工計画書に記載すること。

1 2 品質・技術管理関係

(1) 建設資材の品質記録

発注者が指定した土木構造物の建設材料については建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。

(2) コリンスへの登録

請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS・一般財団法人日本建設情報総合センター）を活用し、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、直ちに登録を行い、発行された「登録内容確認書」を監督員に提示すること。

受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。

竣工時は工事検査後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。

登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。

訂正時は適宜登録をする。

上記以外は共通仕様書1-1-1-7を参照。

(3) 建設資材の試験

① 埋戻土及び路盤について

路盤以下の路床（路盤下1.0m）に該当する部分については、修正CBR20以上、路体部分は修正CBR12以上の埋戻土を用いること。

建設発生土利用技術マニュアル（第4版）に基づき、発生土が路体・路床の埋戻し材として適するか、土質区分判定調査（締固めた土のコーン指数試験）をおこない、監督員に報告すること。

埋戻土の締固め密度の90%以上を確保すること。（締固め密度試験をおこないを提出すること。路盤以下については、路床（路盤下1.0m）に該当する部分については、管理基準の高値以上とし、確保すること。（密度試験を管路延長100mにつき1箇所行うこと。）

なお、上記に関わる試験費用については、技術管理費に含まれるものとする。

- ② 現場発生材の使用について
既設路盤材の再使用について、指示がある場合、粒度50mm以下のものを使用することとする。左記に当てはまらない場合及び既設路盤厚が、設計路盤厚と異なる場合は、監督員と協議を行い、指示を受けることとする。
- ③ 地盤支持力の確認について
受注者は、管渠布設にあたり、必要とする地盤支持力の有無の確認について、費用計上若しくは、監督員より指示がある場合、床付け面での値の確認をおこなうこと。
試験方法は、平板載荷試験又はスウェーデン式サウンディング試験等で、確認し報告すること。異なる方法を用いる場合は、監督員に協議し承認を得ること。
上記の結果、必要とする地盤支持力が不足する場合、監督員との協議の上、施工をおこなうこと。
- (4) コンクリートの品質管理
コンクリート圧縮試験及び鉄筋引張試験等は、原則として公益財団法人長野県建設技術センター試験所にて行うこと。
- ① コンクリート担当技術者の配置
50m³以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示すること。
同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能である。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は兼務が可能である。
- ② 責任分界点からの品質管理
受注者は、責任分界点から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生引会社に委託する場合は、その全てに立会うこと。
- ③ コンクリート品質管理基準
コンクリートの品質管理は「施工管理基準」によるものとするが、コンクリートの打設量が50m³以下の場合については、施工時の圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定回数は次のとおりとする。
- ④ レディーミクストコンクリート納入書
レディーミクストコンクリート納入書は、しゅん工書類として提出すること。レディーミクストコンクリート納入書には、荷卸し地点到着時間及び打設完了時間を記入すること。
- ⑤ コンクリートの養生
発熱等によるひび割れ防止のため、「共通仕様書」の規定に従い、散水養生等を適切におこなうこと。
- (5) 管理図または度数表・ヒストグラム
出来形及び品質管理について、管理図または度数表・ヒストグラムを作成し、竣工書類に添付すること。
- (6) 工事施工における検査（確認）及び立会
- ① 段階確認について
- 1) 床掘完了時 2) 基礎工施工時 3) 型枠組立完了時 4) 鉄筋組立完了時
5) 管（函）布設時の中心偏移及び基準高 6) 管渠を使用開始する場合
7) 主要な工事施工段階の区切り目 8) 特に指定された部分の施工時
- ② 確認の方法等
全種別の段階確認に関わる事前報告書（種別・細別・項目・実施予定時期等記載）を別紙様式集の「段階確認項目一覧表」により施工計画時に提出する。
監督員は上記の調整を受けて、同表の（通知書）により確認時期予定日を通知する。
確認時には事前に内部検査を行い、「検査記録表」を提示しこれにより実施するものとする。確認後、検査結果及び状況が確認できるものを添付し、提出すること。
臨場を机上とする場合は、上記「検査記録表」及び写真等の確認のできる資料を整備し、これらを提出し確認を受けるものとする。

13 その他

- (1) 各種調査・試験への協力共通仕様書1-1-1-17に基づき、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う下記の調査・試験等に対して、請負者は協力すること。
 - ① 公共事業労務費調査受注者は正確な調査が行えるように、労働基準法に従い就業規則を作成すると共に、賃金台帳を調整・保存する等、雇用している現場労働者の賃金・時間管理を適切に行うこと。また、工事の一部を下請負契約する場合、当該下請負工事の受注者も同様の義務を負う旨を定めること。
 - ② 諸経費動向調査
 - ③ 施工合理化調査（歩掛実態調査）
 - ④ 施工形態動向調査調査対象になった工種には、発注者から通知する。当該調査に関わる調査費用については、協議対象とする。
- (2) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除
 - ① 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届けること。
 - ② 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出すること。
 - ③ 不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力すること。
 - ④ 不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を行うこと。
- (3) 建設業退職金共済制度について、請負代金額が800万円以上の場合は、建設業退職金共済組合が発行する掛金収納書を契約締結後一ヶ月以内に提出すること。なお、その他の退職金制度を利用している場合や期間内に収納書が提出できない場合は、あらかじめ理由を文書で提出すること。
- (4) 週休2日工事
施工者希望型週休2日工事
 - ・ 本工事は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資することを目的とした週休2日工事の対象工事であり、施工者希望型週休2日工事として発注する。
週休2日工事の実施は、松本市上下水道局週休2日工事実施要綱（令和6年3月27日上下水道局告示第25号）及び松本市上下水道局週休2日工事ガイドラインに従い行うこととする。
 - ・ 受注者が週休2日の実施を希望の有無を工事着手前に、週休2日工事の実施に係る通知書（様式第1号）によりその旨を通知したうえで、当該工事の対象期間内において、週休2日の実施に取り組むものとする。

- (5) 共通仕様書1-1-1-27に定める工事しゅん工書類に関する簡素化出来るものについては、「工事関係書類一覧表（令和5年5月1日改訂版 長野県建設部）」によることとする。

1.4 創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、「創意工夫・社会性に関する実施状況」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

(別紙-1)

排出ガス対策型建設機械について

本工事においては、(表-1)に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成7年度建設技術評価制度募集課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

(表-1) 排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発電発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシー 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼入・引抜 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン 出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 （金抜き設計書等で2次基準値と表示している機種については、2次基準値を標準とする工種である。）

参考

段 階 確 認 書

施 工 予 定 表

令和 年 月 日

土木工事共通仕様書及び特記仕様書に基づき下記のとおり、施工段階の予定時期を報告します。

受注者名 株式会社〇〇〇建設

主任(監理)技術者名 〇〇 〇〇 印

工 事 名 平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇工事

種別	細別	確認時期項目	施工予定時期	記 事
管路土工	掘削工	床掘完了	月 日	No.5+5.00
管基礎工	基礎工	基礎完了	月 日	No.5+5.00
管布設工	管布設工	管布設完了	月 日	No.5+5.00
管路土工	埋戻工	埋戻完了	月 日	No.5+5.00

通 知 書

令和 年 月 日

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。
なお、臨場できない場合は、机上対応とします。

監督職員 印

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認予定日	記 事
管路土工	掘削工	床掘完了	月 日	
管基礎工	基礎工	基礎完了	月 日	
管布設工	管布設工	管布設完了	月 日	
管路土工	埋戻工	埋戻完了	月 日	

確 認 書

令和 年 月 日

上記種別について、段階確認（臨場・机上）を実施し確認をしました。
結果については、別途記載（検査記録表・写真等）のとおりです。

係 長	課長補佐	課 長

監督職員 印